

働いている調理師の皆様へ！

～2年ごとに調理従事場所等の届け出が必要です～

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、今年は届出が必要な年となっています。

届出が必要な調理師の方とは、次の施設・店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

届出は、あなたが働いている地域を担当区域としている以下の就業届出受理事務所に令和5年1月15日(日)までに提出してください。

届出用紙は、一般社団法人北海道全調理師会、以下の届出事務所、名寄保健所に備えてあります。

また、インターネットでの届出も可能です。次のウェブサイトアドレス（URL）もしくはQRコードからアクセスしてください。

ウェブサイトアドレス（URL）

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=oRTBL5bX>

（QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。）



【就業届出受理事務所取扱所】

取扱所の名称又は氏名	住所	電話番号
備長 みふね	095-0021 士別市西1条7丁目	0165-23-2340
中華料理 華 阿部 勤	095-0019 士別市大通東7丁目 2295-3	0165-23-2050
三徳寿し 高瀬 征勝	098-0131 上川郡和寒町南町 110	0165-32-2054
西川鮮魚仕出し店 西川 剛弘	096-0012 名寄市西2条南6丁目 14-1	01654-2-3386

◇詳しくは、北海道全調理師会（☎011-511-8633）、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（☎011-231-4111 内線 25-526）、名寄保健所（☎01654-3-3121）にお問い合わせください。